令和８年度　勝田第三中学区市政懇談会

日時：令和８年７月４日（土）　１３：３０～１５：００

場所：前渡コミュニティセンター

【事前質問】.....1
1　市営アパートの管理について提言（弥生西谷津自治会）.....1
（住宅政策課回答）.....1
【懇談内容】.....1
1　保護猫・地域猫について（個人参加）.....1
（経済環境部長回答）.....2
2　市街化調整区域の住宅建築について（足崎団地自治会）.....3
（都市建設部長回答）.....3
3　馬渡はにわ公園花しょうぶ園について（弥生西谷津）.....4
（都市建設部長回答）.....4
4　長砂の排水路について（長砂自治会）.....4
（都市建設部長回答）.....4
（補足）.....5
5　台風に伴う倒木について（足崎自治会）.....5
（都市建設部長回答）.....5
6　市営墓地の管理について（足崎団地自治会）.....6
（経済環境部長回答）.....6
7　自治会管理のごみ集積所と防犯灯について（向野自治会）.....7
（経済環境部長回答）.....7
（市民生活部長回答）.....8

【事前質問】

１　市営アパートの管理について提言（弥生西谷津自治会）

市営アパートに係る防犯灯など共用部分の電気料金を市と自治会で管理する体制構築を提案したい。

（住宅政策課回答）

市営アパートの共用部分（防犯灯等）に係る電気料金を，市が直接徴収する体制構築のご提案についてですが，共用部分の使用に要する費用は，住宅の機能を維持するために入居者全体で公平に費用を負担することを目的として，条例に基づき入居者負担としております。現状，その徴収事務につきましては，入居者で構成される市営住宅自治会に担っていただいているところです。

市営住宅自治会は，入居者の自主的な組織ではありますが，公平性の観点から入居者全員に加入をお願いしております。

ご提案のきっかけは，市営弥生アパート自治会の加入者が年々減少し，自治会費から共益費を拠出することが困難になったことによるもので，本年４月に弥生西谷津自治会長よりその旨のご相談を受けました。

これを受け，住宅政策課では５月に同自治会の班長と協議のうえ，全入居者に対し，「自治会の役割」および「自治会費が共益費に充てられている事実」を記した文書を配布し，周知を図ったところです。入居者の方々からは一定のご理解をいただいており，今後，徴収に非協力的な事例が生じた場合は，本課から改めて直接説明に伺う方針としております。

今回ご提案いただいた「共益費を本市が徴収する体制」への移行につきましては，条例改正などの制度的課題があることから，慎重な検討が必要であると考えております。

そのため，まずは持続可能な徴収体制を構築すべく，この課題の整理に取り組んでまいります。あわせて，制度的な課題が解決されるまでの間は，市営住宅自治会と緊密に連携を図り，当該自治会による入居者からの徴収を全面的にバックアップしてまいります。

【懇談内容】

１　保護猫・地域猫について（個人参加）

私は市内において１０数名で保護猫・地域猫の活動をしています。環境政策課さんのご協力もあり，月平均１０頭前後の飼い主のいない猫の不妊手術をしています。昨年の９月２５日の市報には記事を載せていただきまして，繋がった地域もあります。本当にありがとうございます。

しかし，私どもの活動はまだまだ認知度が低く，地域の方に実験動物として売り渡すのかなどと言われて困ったこともありました。また，ひとり暮らしのご高齢の方が亡くなり，

取り残された猫に不妊手術をしたり，引き上げて譲渡会に出したりしましたが，今後このようなケースが増えるのではないかと懸念しています。

そこで２点ほどお願いがあります。１つ目は，地域猫・保護猫についてもっと広く市民に知らせて欲しいこと。２つ目は，高齢者のペット飼育に対して，そのご家庭で利用している施設の方とともに，例えば獣医師さんの資格を持った職員が一緒に訪問して，適切なアドバイスをすることや，ペットが取り残された場合の適切な対応を私どもボランティアとともに考える取り組みをぜひ一緒にやっていきたいと思っています。

（経済環境部長回答）

日頃から地域の猫を適切に管理するボランティアをしていただいてるということで，心から感謝を申し上げます。猫や犬の動物愛護事業につきましては，これまで保健福祉部で所管しておりましたが，今年度より経済環境部で担当することとなりました。

皆様ご承知だと思いますが，猫は非常に繁殖力が高い動物で，生後４ヶ月ぐらいで出産が可能となります。１回で４～８匹の子猫を産み，さらに年数回出産するため，計算上ではありますが，１匹ずつの雄雌の猫がいると１年間で大体５０匹以上，２年目で１，０００匹，３年目で２，０００頭以上に増えると言われております。

地域猫活動は県の事業であり，地域と連携をしながら行っております。まず猫を捕まえて，動物病院に連れて行き，県の手術補助券は約１万円ぐらいですが，これを使って不妊の去勢手術を行い，手術をした目印として耳をＶ字にカットし，それをまた元いた場所に戻します。その後，えさやトイレの管理，清掃などをするという非常に手間と時間のかかるハードルが高い制度であります。従いまして，なかなか地域で広がりを見せていくのが難しい事業であるというふうに認識をしております。

一方で，さくら猫不妊手術事業は公益財団法人の動物基金を活用しており，手術の全額３～４万ぐらいを補助する事業で，最近広がりを見せております。ひたちなか市も昨年度から窓口のお手伝いをさせていただいているところであります。

現在市内でもまだ野良猫が増えているという声は多く伺っております。今後さらなる理解促進に向けて，市報やホームページなどを活用しながら，さらなる周知を図っていきたいというふうに思っております。

それともう１点，買主が亡くなった際の飼育の問題でありますが，おっしゃる通り全国的に見ましても，高齢の飼い主が亡くなり，猫等が取り残されてしまうケースが増えているのは承知をしております。そういった中，動物愛護管理法において，飼い主はペットが命を終えるまで適切に飼育をする,終生飼育の努力義務というものが定められております。そのため，行政としての役割はやはりこうした背景や事実をしっかりと周知をすることだと思っています。

買主が生前からペットの頼み先を書面に残す，もしくは親戚や知り合いまたはその動物愛護団体に，有料でペットの世話を託すいわゆるペット信託と呼ばれる契約をしておくな

ど，万が一のために備える方法について，今後ホームページなどを活用しながら，周知を図ってまいりたいと思っております。

また保健福祉部で毎年行っている「終活フェス」という大きなイベントがあります。自分の人生について，どういった最後を迎えるかという家族間でしっかり話し合っていきましょうという「人生会議」を推進していくイベントがありますが，そういった機会を通じて，人間だけでなくペットについても考えてもらえるように，パンフレットなどによって周知をしていくことも，今後必要であると思っております。なお相続人がいる場合は，ペットも相続をすることになります。

今後もぜひ地域猫の適正管理に向け，ボランティア団体の皆様とも連携をさせていただき，情報を共有させていただきたいというふうに思っておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

２　市街化調整区域の住宅建築について（足崎団地自治会）

私は新聞で，つくば市は市街化調整区域に住宅の建築を可能にする区域指定が設定されたという記事見ました。若年層にとって影響があり，助けになったのかなと思います。

そこで，ひたちなか市において，市街化調整区域に住宅建築の可能な区域指定をどのように考えているか，ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

（都市建設部長回答）

ただいまのご意見ですが，市街化調整区域に住宅建築ができるような，制限を緩めていくようなことが可能かというご提案だと思います。

ひたちなか市は他の自治体に比べて，極めて市街化区域が広いことが固有の特徴の１つでございます。また，平成１３年くらいまでは，市街化区域をすべて土地区画整理事業で市街地整備していくというまちづくりの考えがございました。

しかし，市街化区域が広い特徴のため，市街化区域であっても，まだ市街地になってないところもございますので，できるだけ住民が中心市街地に空地があれば積極的に移っていただく計画で，市街化調整区域において新たに規制を緩める考えは今のところはございません。

ただ一方では，市街化調整区域であっても，その出身要件で小規模開発という都市計画法上の許可を受ければ，建築をして住むことはできますので，現状では市街化調整区域の建築制限をさらに緩めて，住宅整備できるような形でのまちづくりは考えてございませんのでよろしくお願いいたします。

３　馬渡はにわ公園花しょうぶ園について（弥生西谷津）

６月中旬に弥生西谷津自治会で花しょうぶ園祭りを開催した際に，市長もお越しいただきましてありがとうございます。市長もお気づきになったと思いますが，ちょっと花がかわいそうな状況になっておりましたので，地域住民みんなで協力して復活させたいと思っております。来年に向けて自治会も協力しますので，ぜひ何か取り組みをして，復活に向けて一緒に動きたいと思いますがお願いできますでしょうか。

（都市建設部長回答）

ただいまご要望ございました花しょうぶ園の件でございますが，古くから地域の皆様にいろいろご尽力いただいてまいりましたことをこの場を借りまして深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

以前は職員が現地に赴いて，直接株分けなどもやっていた時期はありましたが，なかなか難しい面もございまして，今は造園業者等にお願いをして現状をできるだけ維持しているのが実情でございます。

公園全体を普段ご覧なっていただいている自治会の皆様の中で，例えば，見頃の時期にもう少しこのあたりにしょうぶがあった方が見栄えが良いなどのご要望等ございましたら，具体にお話をお伺いし，今後の整備につなげてまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

４　長砂の排水路について（長砂自治会）

昨年の市政懇談会でお話をさせて頂いた長砂の横道排水路の件です。今年も排水路清掃しようと思った時に，市役所から依頼された業者が来てくれました。排水路の清掃を手際よくやっていただきまして，御礼申し上げますありがとうございました。

長砂の横道排水路は，東海村の新川に流される排水路です。その排水路の最上部の長砂地域が毎年水没します。今年台風が来た際は，旧２４５号と２４５号の間がほぼ水没しました。最近非常に水量が多いっていうのが本音でございます。水田のほとんどが水没し，排水作業に大体３～４日必要になります。あの辺の農家も大変困ってます。

水没した際に，もしご足労いただければ状況も見られるかと思います，ただすぐにというよりは，こういう事象があること認識しておいていただいて，何かの折に取り上げていただければと思います。

（都市建設部長回答）

雨が降った時の冠水の現状のお話でございますが，昨年も水路が詰まっていて，ちょっと流れが悪く，周辺が冠水するという話は伺っておりました。下流側に向かって継続して清掃作業をしておりますが，昨年も７０ｍ程度しか清掃ができず，今年も同じぐらいの範囲に留まっております。もっとできないのかというご要望につきましては，来年度以降に

向けて，できるだけ清掃の範囲が広げられるように努力してまいりたいと思います。
　また冠水につきましては，おそらく大雨が降ると，もともと水田は水を溜めるような効果がありますので，水が溜まることは当然あると思いますが，水路脇の水田以外，例えば道路も冠水して通行ができなくなるとか，あとは周辺住宅にどういう影響があるのかなど詳細に把握ができていない部分ございますので，改めて詳しいお話をお伺いし，住宅に影響が出るようでしたら，単なる清掃ではなく，現地に合わせて少し具体的な対策を検討してまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

（補足）
　ありがとうございました。色々とよろしくお願いいたします。地権者に声かけて，私どもはここ３年間くらい自前で排水路を清掃しております。今年も私たちで排水路清掃をする予定でいたところ，先に行っていただいたのでそれは非常にありがたかったです。残された部分につきましては，まだ私たちで行って，協力していきたいと思ってますのでよろしくお願いいたします。

５　台風に伴う倒木について（足崎自治会）
　この前の台風で多良崎城跡に行くまでの細い道路に，軽トラでも通れないくらい木が結構倒れてました。また最近農家の人があそこ通るとき際は，道路に木が覆いかぶさっているのでコンバイン積んだトラックが通行できないと言っています。
　多良崎城跡地はひたちなか市で管理していると思いますが，もう少し管理して欲しいと思います。素人ではもう手の施しようがないような状態になっていますので，何とかしていただきたいなと思っています。

（都市建設部長回答）
　多良崎城跡の管理につきましては，現状は定期的に業者委託等によって清掃や剪定，除草作業等をやっているところでございます。
　県道から多良崎城跡に行くまで道路では，両側に樹木があり，台風や強風の際にゴルフ場側から倒木がある場合もございます。その場合は，市の道路管理課でパトロールをして，倒木の確認ができた場合には，土地の所有者・管理者に依頼をして切っていただくこともあります。また応急的な処置として，市でまず通行ができるように伐採する場合もございます。
　また農作業のためにコンバイン積んだトラックが通行できないなどの問題があった場合にも，よく現地を確認させていただいて，必要な選定や伐採を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

６　市営墓地の管理について（足崎団地自治会）

私は高野墓地に毎月お参りをしていますが，その際に私の墓地に隣の墓地から木が越境していることに気づきました。人の土地のため，私が勝手に伐採することはできないので，昨年の８月頃に私の義理の息子が，１１月頃には私が，そして先月再度私が環境政策課に連絡しましたが，一向に改善されずここ３年ぐらい荒れ放題になっております。このままだと私の方のお墓にも影響しかねないです。私は本当に困っています，早めに何とかできないでしょうか。

人の土地の樹木を許可もなく伐採や剪定すること簡単ですが，後で管理責任者に誰の許可を取ってやったんだと言われたら返答しようがないです。そのためやはり行政に力をお貸しいただきたいと思います。市営墓地の料金が上がったのだから，こちらの希望も早く成し遂げていただきたいです。よろしくお願いいたします。

（経済環境部長回答）

何度も何度も環境政策課とやりとりをさせていただいて，もしかしたら誠意が感じられないと思わせるような対応をしてしまったのであれば，この場でお詫びを申し上げたいと思います。

今年度から管理料の値上げをさせていただいたところであります。今墓地に対する社会の意識の変化から，新規で申し込む件数が減る一方で，墓地を返却する件数が右肩上がりで増加しており，令和５年から６，７年と同様の傾向が続いているところであります。

契約時に納めていただく使用料，そして，毎年度納めていただく管理料を集めて，墓地の管理，樹木の剪定，除草等をさせていただいております。令和６年度の維持管理費が２，５００万かかりましたが，管理料の収入は１，０７０万となっており，差し引き１，４３０万円の赤字になっております。これは市営墓地を使用していない方々のお財布でもある一般会計の方から，このマイナス分を補填させながら，なんとか対応させていただいているところであります。こうした背景から，本来受益者負担という考え方が大原則ですので，この度管理料の値上げをさせていただいたところでございます。

またお墓の管理については，数年前も年間で２件ほど代執行をさせていただいた経緯がございます。何度も遺族の方に連絡をしても，やはり今回のように連絡がつかないということで，やむなく代執行させていただきましたが，この代執行は非常にハードルが高いです。

先ほどのお話にもございましたが，勝手に人の土地にある木を切ることは，民法上も基本的にはできないことになっております。ただいつまでも手をこまねいていたんではことが進みませんので，早速，環境政策課にもう一度私から指示を出しまして，どういった状況になっているのか，どういったことが今後できるのかというのを確認し早急に対応してまいりたいと思います。

そして，何度も何度もご連絡いただいて大変恐縮でございましたが，何か変化を把握し

た際には，その都度速やかにこちらから連絡をさせるようにしたいと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

７　自治会管理のごみ集積所と防犯灯について（向野自治会）

昨日，佐野市の自治会連合会の自治会長さんたちとの懇談会がありましたが，その中で自分たちに一番身近なごみと防犯灯の問題が共通していました。現在は自治会がごみ集積所と防犯灯の管理をしていますが，近年特に自治会から抜ける人がどんどん増えているため，自治会の負担がどんどん増加しています。また自治会からすれば，自治会に入ってない方にも，そのごみ集積所や防犯灯の恩恵を受けているこの不公平感が佐野市にも同様にあって，我々もだんだんその不公平感を感じています。

ちょっと勝手な言い分ですが，やはりごみ問題と防犯灯は市の行政が管理していくべきじゃないかという意見が出てきております。税金もかかることでもありますので，簡単に市の方でやることにはならないとは思いますが，今後この２つの問題をどのようにしていくかについてご意見いただければと思います。

（経済環境部長回答）

ごみ問題に関しまして，集積所の維持や管理，資源回収等も含めて，自治会の皆様方には本当にご苦労が絶えない問題であるというふうに思っております。

家庭生活から出る通常のごみは，一般廃棄物と呼ばれており，廃棄物処理法の第６条によって，市町村が収集，運搬して適切に処理することが義務づけられております。今おっしゃっていただいたように，近年は新しく家を建てた方や自治会を抜けてしまった方など，自治会に加入しないケースが非常に多くなっていることを，市としても認識をしているところであります。

集積所の維持管理や清掃は，基本的に利用者間，つまり自治会で担っていただいていることが多いため，未加入者の利用をめぐり，やはり不公平感やトラブルになることもたくさんあることは承知をしております。

国立環境研究所が８４１の自治体に行った調査によりますと，そのうちの７割がこの未加入者がごみの集積所を利用できないことや不公平感のトラブルが抱えているという回答をしております。

しかし結論といたしまして，自治会に加入をしていなくても，市の定めるルールに従っていれば，ごみを出せる権利が市民にはございます。これは判例としても出ておりまして，例えば未加入者だからといってごみを出してはいけないと拒否することはできません。

従いまして，市から自治会に未加入だから，差別化や拒否しても良いと言うことはできないと思っています。ただ，代替案を提示することは場合によっては可能でありますし，行政としてもそれを進めております。

例えば，自治会に加入をしていなくても，「集積所の清掃には必ずその当番として参加し，

管理に必要な費用等はしっかり負担をしてください」などを申し出ることはあります。
　また，未加入者の方々が，なかなか１０世帯を集めることは大変ですが，できるだけそれに近い数字を集めていただいて，新しい集積所を設置することも可能であります。
　やはり，災害の際など万が一の時には，地域の住む方々が頼りになる存在ですので，双方が不快な思いをしないように，しっかりと話し合っていただくということを行政としても望んでいるところであります。

（市民生活部長回答）
　本市のみならず，先ほどの佐野市や渋川市でも，防犯灯の受益と負担の不公平感があるというようなお話があったということで，最近そのような声も私どもの方にも届くようになってまいりました。
　防犯灯について，これまでの経緯をちょっと振り返ったことがございまして，はるか昔の昭和３６年８月に閣議決定された防犯灯等整備対策要綱が大元となっています。当時は昭和時代で，今のようにいたるところに明かりが灯っている状況ではなかったことから，防犯安全な観点から，防犯灯を設置する動きがあったことによるものでございます。
　この中で民間人が維持管理する防犯灯については，市町村は努めて費用負担することが謳われておりますことから，設置に対する助成や維持管理に対する一定の支援などが，おそらくどこの自治体でも今日まで行ってきているものと考えてございます。
　そのような中，ひたちなか市としましては，やはり防犯灯に係る負担が，それ相応に大きいというようなお声もいただいておりましたし，また物価高騰に伴って負担がさらに加速する動きが近年ございましたことから，令和４年度から物価高騰対策分としまして，今年度も含めて５年度にわたって少なからずご支援差し上げているところでございます。
　またＬＥＤ化も順次取り組んでいただいておりまして，これに対する支援も若干ですが行わせていただいております。今年３月時点で，ＬＥＤ化率は８４自治会中６０自治会で１００％，全体の約７割強でございます。全体で９，３００灯ほどありますが，約９０％の８，４００灯弱はＬＥＤ化がなされており，前年度から２．５ポイント増加しているところでございます。
　こういったように電気料金の負担や維持管理などございますが，この防犯灯だけを見直すというよりは，先ほどご発言ありましたように，自治会の加入率の低下が，また別の課題として大きくとらえてございます。そういった事も含めて，自治会の今後のあり方の中の一環としてご検討させていただければと考えてございますので，引き続きまたご意見等いただければと存じます。